平成２７年（フ）第１３３号
富山県中新川郡上市町柳町４番地25　コンフォートみやび台Ⅱ204号、開始決定時の住所富山市小西117番地５
破産者　舘山せつ子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２１号
名古屋市千種区今池３丁目４番１号　佐野ビル401
破産者　佐藤　貴美
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１４号
愛知県瀬戸市北脇町９番地　グランドヒルズ不二矢303、従前の住所愛知県瀬戸市品野町３丁目113番地の10
破産者　小林冨士男
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１５４号
大阪府東大阪市中小阪１丁目14番13―202号、開始決定時大阪府豊中市庄内栄町４丁目16番11号　末川８号館
破産者　上田　博之
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２０号
大阪市此花区酉島１丁目18番19―403号
破産者　有原　末松
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３４号
大阪府枚方市星丘４丁目11番19番
破産者　横峰　竜介
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３８号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目11番２号　ヴァンヴェール203号室、開始決定時の住所大阪府守口市金田町５丁目４番13号
破産者　佐藤　亮太
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３７号
大阪府河内長野市あかしあ台１丁目23番27号
破産者　古川　恭三
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６５号
大阪市旭区生江１丁目10番45号　レオパレス21　201号
破産者　奥田　　聡
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００８号
大阪府羽曳野市誉田３丁目20番５―301号、開始決定時大阪府羽曳野市伊賀５丁目３番25―202号
破産者　新谷　正光
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００９号
大阪府羽曳野市はびきの１丁目１番１号、前住所大阪府藤井寺市小山４丁目11番９号
破産者　新谷　裕美
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６６号
大阪市平野区喜連東５丁目16番22―204号
破産者　河北　弘美
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４１２号
大阪府茨木市島１丁目９番15号
破産者　山下　泰広
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８１号
堺市南区美木多上1995番地27
破産者　伊集　研二
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８１５号
大阪市生野区中川東１丁目11番23号　シュウ中川東　202号、前住所大阪市浪速区恵美須西１丁目２番13―703号
破産者　珉来軒こと　吉田　義明
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００５号
大阪市此花区高見１丁目７番15―504号
破産者　道地　竜史
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４０号
大阪府門真市南野口町10番13―211号
破産者　仲地　正浩
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８０号
京都市西京区桂畑ヶ田町237　エコーウエスト305号室、開始決定時京都市西京区桂上野東町59番地　シティハイム桂101
破産者　河井　裕典
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部